

令和 年 月 日

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(美浜町指定 第 3072100138 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◇目次◆◇

1. 経営主体	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 苦情の受付について	8

1. 経営主体

- (1) 組合名 御坊日高老人福祉施設事務組合
(2) 組合所在地 和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138番地の180
(3) 電話番号 0738-23-3478
(4) 代表者氏名 管理者 番内 美和子
(5) 設立年月 昭和25年10月12日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
(3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム美浜在宅介護支援センター
令和2年4月1日指定 美浜町指定 第3072100138号
(4) 事業所の所在地 和歌山県日高郡美浜町大字三尾9番地
(5) 電話番号 0738-22-8812
(6) 事業所長（管理者）氏名 小石耕司
(7) 当事業所の運営方針 • 利用者が、可能な限り居宅においてその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
• 利用者の選択に基づき、適切な介護保険サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう行います。
• 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行います。
• 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を計り、総合的なサービスに努めます。
(8) 開設年月 平成11年10月1日
(9) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
[介護老人福祉施設] 特別養護老人ホームときわ寮 定員80名
[短期入所生活介護] 特別養護老人ホームときわ寮
和歌山県指定 3072100161号 定員20名
[通所介護] ときわ寮美浜デイサービスセンター
和歌山県指定 3072100229号 定員30名

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 御坊市、美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町
みなべ町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	土・日曜日、祝日及び12月29日～1月3日以外の日	
受付時間	月～金	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間帯	月～金	午前8時30分～午後5時15分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名（兼務）		0. 3名	1名	
2. 介護支援専門員	4名		3. 2名	3名	ケアプランの作成

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週38時間45分）で除した数です。

（例）週7時間45分勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名（7時間45分×5名÷38時間45分=1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

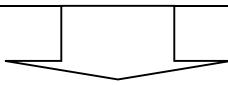
〈サービスの内容〉

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。（契約者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事ができ、計画に位置づけたサービス事業者等の選定理由を介護支援専門員に求める事が出来ます。）



③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するまでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。なお、必要な時には、服薬状況、口腔機能、その他心身又は生活状況について、医療機関等に提供させて頂きます。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

要介護 1・2	要介護 3・4・5
10,860円	14,110円

初回加算

新規に居宅サービスを作成する利用者に、又は要介護状態区分が2段階以上変更となった利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合 3,000円

入院時情報連携加算

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合。（利用者1人につき1月に1回を限度として加算）

イ. 入院時情報連携加算（I）

病院又は診療所に入院した日のうち、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合 2,500円

ロ. 入院時情報連携加算（II）

イ以外の方法により、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合 2,000円

退院・退所加算

利用者の退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度とする）

イ、退院退所加算（I）イ

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で一回受けた場合 4,500円

ロ、退院退所加算（I）ロ

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けた場合 6,000円

ハ、退院退所加算（II）イ

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で二回以上受けた場合 6,000円

ニ、退院退所加算（II）ロ

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を二回受け、うち一回以上はカンファレンスの場合 7,500円

ホ、退院退所加算（III）

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を三回以上受け、うち一回以上はカンファレンスの場合 9,000円

緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要な居宅サービスに関する調整を行った場合
(利用者1人につき1月に2回を限度とする) 2,000円

ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した利用者(終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で)に対して、居宅介護支援事業所が当該利用者の居宅を訪問し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス提供事業者に提供した場合 4,000円

特定事業所加算（III）

専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員の配置と、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置し、24時間連絡体制の確保や地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加するなどの算定に必要な要件等を満たした場合
(利用者1人につき1月に1回を限度とする) 3,230円

通院時情報連携

利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合

(利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする) 500円

(2) 交通費（契約書第8条の2参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 施設での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

和歌山県農業協同組合 美浜支店 普通預金 5165555
口座名義人 岁計外現金老人福祉施設事務組合
会計管理者 カイケイカンリシヤ ウエノ マサヤ
植野 正也

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし（1ヶ月ごと翌月の25日前後）

ご利用できる金融機関

和歌山県農業協同組合

郵便局

紀陽銀行

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[介護支援専門員] 大井みどり

○苦情解決責任者

[センター長] 小石耕司

○苦情解決第三者委員

岡本 真美 [有識者] 小松 敬二 [有識者]

岡本 恒男 [有識者] 川口 富士夫 [社会福祉士]

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

○電話番号・FAX

0738-22-8812 • 0738-24-0291

また、苦情受付ボックスを特別養護老人ホームときわ寮事務所前カウンターに設置しています。

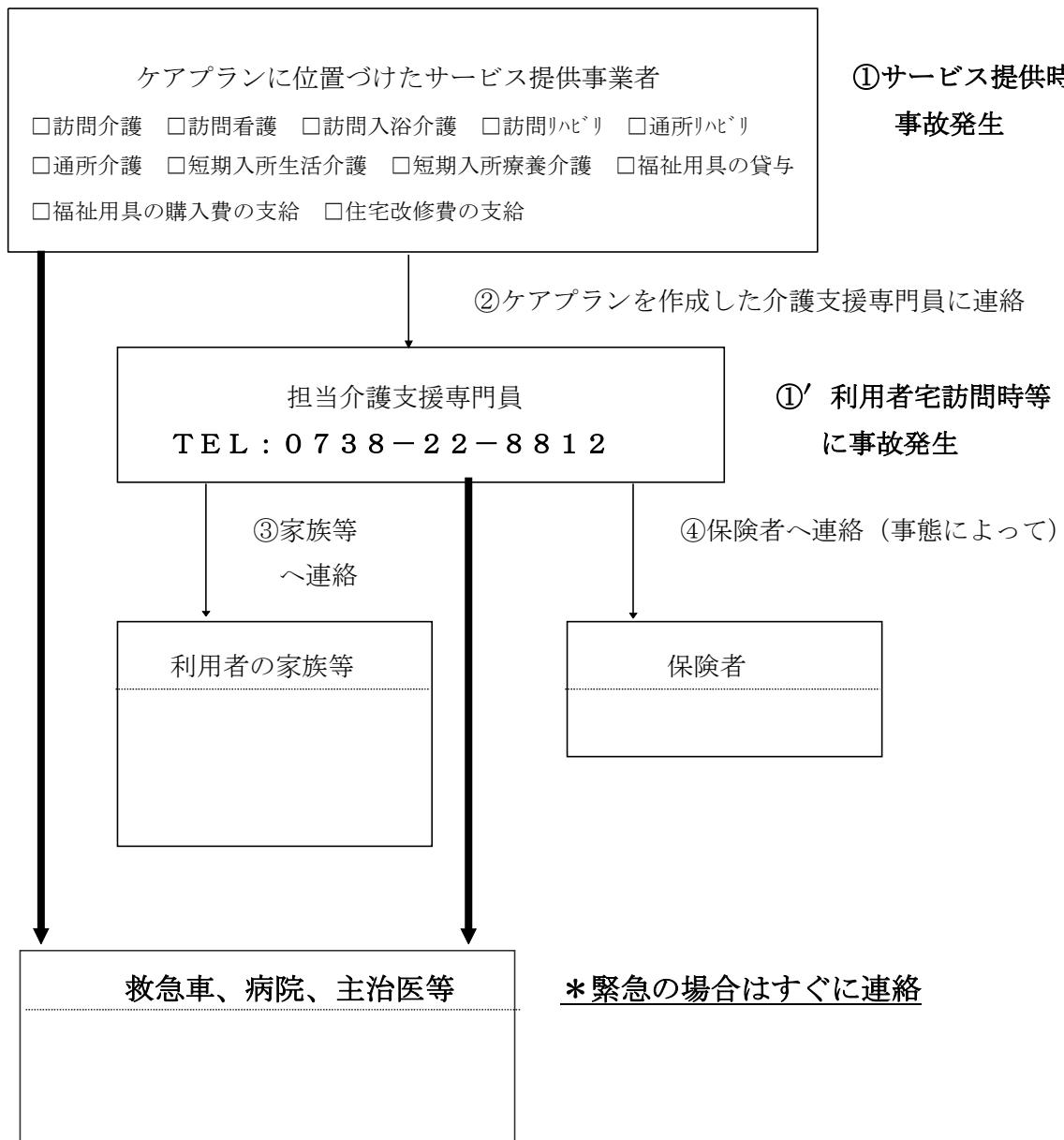
（2）行政機関その他苦情受付機関

美浜町 介護保険担当課	所在地 電話番号・FAX 受付時間	美浜町大字和田1138-278 0738-23-4950 0738-23-3523 午前8時30分～午後5時15分
市・町 介護保険担当課	所在地 電話番号・FAX 受付時間	午前8時30分～午後5時15分
和歌山県社会福祉協議会	所在地 電話番号・FAX 受付時間	和歌山市手平2丁目1-2 073-435-5527 073-435-5584 午前9時～午後5時30分
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号・FAX 受付時間	和歌山市吹上二丁目1番22-501号 073-427-4662 073-427-4664 午前9時～午後5時

事故発生時の対応

居宅介護支援事業の提供によって事故が発生した場合及び当事業所の作成したケアプランにより提供を受けたサービスによって事故が発生した場合は、速やかに下記の連絡をとり対応します。

また、当事業所の責めに帰すべき事由によって損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。



事業所名：美浜在宅介護支援センター

連絡先：0738-22-8812

介護支援専門員名：

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、重要事項説明書を交付しました。

居宅介護支援事業所 特別養護老人ホーム美浜在宅介護支援センター
説明者職名 介護支援専門員

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意し、重要事項説明書を受領しました。

利用者住所

氏 名 印

(代理人) 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、当該サービスを提供了した日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第13条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者的心身の状況が自立・要支援1・要支援2と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者またはその家族からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合は、契約終了を希望する日の30日前までに事業者に通知するものとします。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信心行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者またはその家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者またはその家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信心行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合